

介護予防通所リハビリテーション利用料（1割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,053	3,999
サービス提供体制強化加算	72	144
運動器機能向上加算	225	
1日の基本利用単位（点）	2,350	4,368

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,276	45,121
利用者負担額（1割）	2,428	4,512

介護予防通所リハビリテーション利用料（2割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,053	3,999
サービス提供体制強化加算	72	144
運動器機能向上加算	225	
1日の基本利用単位（点）	2,350	4,368

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,276	45,121
利用者負担額（2割）	4,855	9,024

介護予防通所リハビリテーション利用料（3割負担）

◇基本のサービス費用

（単位）

	要支援1	要支援2
施設利用料	2,053	3,999
サービス提供体制強化加算	72	144
運動器機能向上加算	225	
1日の基本利用単位（点）	2,350	4,368

※介護報酬1単位当たりの単価 6級地 10.33円

上記基本利用単位×10.33円	24,276	45,121
利用者負担額（3割）	7,283	13,536

◇1日あたりの食費等

食費	700
教養娯楽費 ※2	100
日用品費 ※3	180

◇その他の加算

(単位)

リハビリテーションマネジメント加算 1ヶ月につき加算されます	330
若年性認知症利用者受入加算 若年性認知症の利用者に通所リハビリテーションサービスを行なった場合に1日につき加算されます。	240
栄養改善加算 低栄養状態にある方又は、そのおそれのある方に対して、低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を個別に行った場合に加算されます。 (3ヶ月以内の期間に限り1ヶ月に2回を限度)	200
口腔機能向上加算 口腔機能向上を目的として口腔清掃や嚥下機能に関する訓練を行い利用者の口腔機能向上を個別に行った場合に1ヶ月につき加算されます。	150
選択的サービス複数実施加算 (I) 1 運動器機能向上及び栄養改善サービスを実施している場合に加算されます。 (I) 2 運動器機能向上及び口腔機能向上サービスを実施している場合に加算されます。 (I) 3 栄養改善及び口腔機能向上サービスを実施している場合に加算されます。 (II) 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上サービスを実施している場合に加算されます。	480
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に加算されます。(6月に1回を限度)	5
運動器機能向上加算 利用者の運動器機能向上計画を作成しサービスを実施した場合に加算されます。	225
科学的介護推進体制加算 利用者の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。	40
事業所評価加算 基準に適合した場合加算されます	120
介護職員処遇改善加算 (I)	ご利用単位数×47/1,000
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	ご利用単位数×20/1,000
新型コロナウイルス感染症への対応 ※令和3年9月30日までの上乘せ分	ご利用単位数×1/1,000

◇その他のご利用者負担

(3) おむつ等	実費相当額
(4) タオル等	実費相当額
(5) 医薬消耗品 (ガーゼ等)	実費相当額